

平成 22 年度
第 2 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 23 年 2 月 10 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 40 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

平成 22 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 23 年 2 月 10 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 40 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 23 年度太子町国民健康保険特別会計予算(案)について

② 国民健康保険税の税率改定について

3. 委員の出席・欠席

出席委員：桜井 公晴 服部 千秋 森澤 英一 龍田 孝夫

山木戸 淑子 武本 勝博 松木 功治

欠席委員：なし

4. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 丸尾 満

町民課 課長 神南 隆司 副課長 森川 勝 係長 佐々木 信人

税務課 課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代 主査 西本 喜邦

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 会長 桜井 公晴、 副町長 八幡 儀則

3. 会議録署名委員の指名

会長が山木戸委員と龍田委員を指名

4. 議題

① 平成 23 年度太子町国民健康保険特別会計予算(案)について、② 国民健康保険税の税率改定について、③ その他で特定健診・特定保健指導の状況 を事務局より続けて説明

会 長：事務局より説明がありましたが、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

服部委員：国民健康保険財政調整基金 4 千万円を繰入れるとあるが、繰入れた後、いくら残るのか？

森川副課長：平成 21 年度末の残高で 39,974,239 円と 4 千万円を切れるような状況であります。平成 22 年度で基金の利子積立や任意の積立で 4 千万円をクリアする予定です。また、3 月の議会でご説明をする予定ですが、予算として最終的に積み立てられる額は約 3,600 万円となっています。

服部委員：今後も基金はある見込みなのか？ 基金の見通しはどうか？

森川副課長：実際には、国民健康保険財政調整基金 4 千万円を平成 23 年度で崩しますと、平成 22 年度で積み立てた最高 3,600 万円が残ることになります。これを 24 年度の税率改正に注ぎ込めば基金という貯金は底をつくということになります。

服部委員：今の説明では来年、再来年でなくなるということですか？

森川副課長：計算上は底をつく形になります。ただ、国や県の補助金がどうなるかによっても違いますし、医療費の伸びが想定以上に少なくすめば予算が余ってきますので、翌年度への繰越金や基金へ積立でできる材料にもなりますし、今年の決算を見ないとわかりません。事務局が想定した予算で推移すれば計算上は 2,3 年で財政調整基金は底をつくこととなります。もともと 4 千万円程度の基金は、太子町の予算規模からしますとかなり少ない状況であり、底をつくのも早いということです。その段階では、また税率改正をお願いせざるを得ない、また一般会計にお願いせざるを得ない状況になると思います。そうならないためにも少しずつでも保険税率を上げていかざるを得ないと考えています。

会 長：今日、ずっと聞かれてて、お分かりになられますでしょうか？

服部委員：ちょっとよろしい？ グラフの4の歳入、前期高齢者交付金が減った理由と1 国民健康保険税の減った理由を教えてください。

森川副課長：予算書の15ページ、16ページをご覧ください。16ページの上の方で平成23年度概算前期高齢者交付金① 698,611千円とありますが、平成22年度の概算は668,904千円でしたので、約3千万円増えています。しかし、その下の前々年度精算額②、平成21年度の精算ですが、125,147千円とありますが、平成22年度当初予算の前々年度精算額、平成20年度の精算ですが196,847千円でしたので、7千万円ほど減っていることとなります。この精算額が減ったことにより前期高齢者交付金は減ったということです。

会 長：先ほどの前期高齢者交付金だけではなく、納付しないといけないものもある。これらの相関もあり、これらの精算の方法も含めて説明しないとけない。なかなか理解しにくいもので私も説明しろと言われてもできない。

森川副課長：23年度、24年度と年度がたてば制度が安定してきます。22年度は20年度の大幅な制度改正の影響を受けて、非常に不安定な状況であります。23年度についても1億2,000万円を超える精算となっておりますが、年度を経るごとに制度改正による影響額は減ってきます。例えば介護納付金、31ページ、32ページですが、平成12、3年から始まった制度であり、前々年度精算額は△4,755千円とあります。制度が安定したことにより精算額の乱高下がなくなっています。ちょうど20年度の大幅な制度改正の影響を受けて、22年度、23年度と前期高齢者交付金、後期高齢者支援金の精算により国保財政は不安定な状況ですが、2、3年経過すればこの影響もなくなってくると考えています。

服部委員：精算額がたくさんあったから減ったということですね。高齢者の方が増えてきたらこれも増えてくるということかな？

森川副課長：16ページの概算前期高齢者交付金①で698,611千円とありますが、この概算額は、国がいろいろな計算を用いてはじいた平成23年度の見込み額であって、制度が安定してきますとこの見込みが段々実績の数値とイコールになってきます。現在は、国も把握できずに相違する金額となって精算が多いということになっています。

神南課長：結局、国は前期高齢者の人数を予測し、前期高齢者の医療費を予測して、それを負担するのは全ての医療保険者ですが、大きく負担するのは被用者保険、共済保険、協会けんぽですが、被用者保険等のグループが、若人の人たちが退職者OBの分を調整機関である支払基金に収めて、支払基金は按分して国保などに振り分けていくということです。だから、概算で払って、医療費の決まる2年後に精算する方式は、老健時代もそうでしたが、どの

制度であっても仕方のないものであります。
今森川が申しましたとおり、人数の見込み、医療費の見込みが安定してくれば何億という精算はなくなってくると思います。

服部委員：高齢者の方が増えてきたら、安定して増えてくるということですね？

神南課長：おっしゃられるとおりです。

服部委員：保険税を上げたにもかかわらず、当初予算が減っている理由は？

三輪課長：平成22年度当初予算額から平成23年度当初予算額が、改定をしたにもかかわらず、保険税がなぜ減っているかというご質問でいいですね？
実は、12月の補正予算におきまして減額させていただいています。21年分の所得が22年度当初で見込んでいたよりも相当額落ち込んでいます。収入ががた落ちしており、そのままの率で推移しますと益々足りなくなってくるので、今回こういった形をお願いをするということになっています。

山木戸委員：説明をしていただいたんですが、精算の方法がまだ理解できないんですが？

会 長：今度の会議でプロジェクターを使って、きちっと説明してもらいたい。

森川副課長：平成20年度の大幅な制度改正時の資料がありますので、資料を作成します。

会 長：資料を事前配布しているが、それでわかる人はそうはいない。しっかりと説明してもらいたい。

丸尾部長：山木戸委員さんがわからないとおっしゃられるのは、当該年度というのは見込みなんですね。概算というのは。

山木戸委員：歳入の前期高齢者交付金、16ページの8億2,400万と歳出の31、32ページの1,079千円の前期高齢者納付金、これらの23年度で出した数字が2年後で精算されるということなんでしょか？

森川副課長：歳出の31、32ページの前期高齢者納付金は国民健康保険が払う方で、15、ページの歳入の前期高齢者交付金は国民健康保険に対して入ってくる方です。被用者保険、共済保険、協会けんぽなどの全部の保険で前期高齢者の方の医療費を出そうということで、全国で按分して概算を人数や費用によって出して、というのは、国保は65歳から74歳の方は非常に多いですね。反対に被用者保険、共済保険、協会けんぽさんはほとんどいらっしやらないんですね。全ての保険者で賄おうとするものなので、国保の負担は少なく、入ってくる方は多い。医療費はたくさん国保が支払っているから太子町国保に多く入ってくるということです。

神南課長：サラリーマンや勤め人のOB、OGがたくさん国保にいらっしゃるから、その人たちの医療費を現役世代からの仕送りで、交付金として国保に入ってくるということですね。

山木戸委員：先ほどの歳入の前期高齢者交付金に出ている数字は、たくさん出しているからたくさんもらったということではないんですね。

森川副課長：国が21年度に見込んだ数字よりも太子町はもっともらえてたよというのが精算の金額となっています。

山木戸委員：要するに、国がだんだん正確に見込めるようになってくるということですね。

神南課長：そうです。医療費と人数を見込んで、概算でも一発で合わすようになってくるということです。

会 長：よろしいか、他にご質問はありますか？

服部委員：3ページの1-2の表ですが、数値を入力して算出したと言われますが、もっと細かい数値になると思うのですが？

佐々木係長：1-2の表で、均等割25,500円となっていますが、実際は1円単位まで出ております。ほぼ近似値、490いくらを500円にしたり、平等割21,000円のところだと、20,090いくらかの端数がでております。それを調整しつつ、応能応益割合とか、課税標準の何十パーセントずつの負担割合という比率に近づけるよう調整しているので、1円単位の税率にはしていません。

服部委員：税率は%で出ていますので、こんなきっちりとはならないのでは？

佐々木係長：所得割は確かに6.65%より小さい数字はあります。資産割につきましては半減するということをポイントとしておりますので10%に固定しております。

服部委員：説明では計算した数字がここに入っていると聞いたから、なぜこうなるのかなと聞いた。

それと、滞納の件ですが、予定収納率を後期高齢ですと89.2%、10.8%が入らない、医療給付費分ですと89.3%と10.7%が入らないという状況ですが、今年度でいうとどれくらいの滞納があって、どういう見込みなのか？

佐々木係長：10月末、11月末の最初に予算を立てた段階の収納率としています。

服部委員：現在、滞納は増えてきているのか？

三輪課長：現年分につきましては、ほぼ昨年と同じような推移であります。滞納分についても国保についてはほとんど変わっておりません。

服部委員：10.8 やから 10.8 と計算されているのか？

西本主査：決算見込みです。

会 長：何でそないするんかが一番の問題なんや。1割が入らんものとして9割の人に負担をかけるというのは、けしからんこっちゃ。

神南課長：予定収納率で割り戻すことはけしからんとおっしゃられているわけですが、きちんと加入者の皆様がお納めいただいたらこんな問題は起きないんですが、我々としまして、太子町国保事業を1年間適切に運営していくのに最低限必要な保険料を国保税としてご負担いただいているわけですが、予算すなわち事業計画ですが、未収になるであろうとわかっている保険税を収入可能なものとして装うのであれば、決算を打てば必ず赤字になります。それは必定です。運営上、瑕疵のあるのをわかってて目をつぶるのは、行政にある者として責任上できませんので、ご理解をお願いします。

会 長：神南課長がいくら説明しても、一般的には皆さんに理解されるものではない。運営上のことは言っていることはわかる。欠損になることはできないということもわかるが、初めから納まらないという計算を最初からするのもおかしい。納める人たちに負担をかけるというのはおかしい。しかも、滞納が医療費で3,200万しか入ってこない、3,200万しか予算に計上していない。滞納は巨額にあるというのに3,200万かこう思うわけや。私が言っていることをわかってもらわなければ困るんやけどな。

副町長：おっしゃられていることはよくわかりますが、国保会計を健全に運営しなければなりませんし、この予定収納率をあげていく努力はしていかなければならないことは当たり前のことで、国保の全国平均の徴収率が88%ちょっとだったと思うんですが、太子町は89.3ということで低いといえれば低いんですが、これをあげる努力をしなければならぬと会長がおっしゃられるのは当然ですので、今後とも徴収に努力していきたいと考えます。

会 長：努力は当たり前やけど、この間NHKで佐世保市が納付相談をしながらもインターネット競売で差押えすると、かなりのものを押さえてると。おまけに口座に振り込まれた年金を財産ということで差押さえしていると。年金を差し押さえたらあかんのに差し押さえようわけや。そういう中で納めたくても納められない人がいて、全国的にも収納率が90%をきっている状況です。収納率が本当に悪いのは国保の税金が高いからで、他の保険は事業者負担があって低いのに比べ国保は高いんですよ。今回資産割を減らしたのはいいと思う。何も生まないんだからゼロでいいと思いますが。下げたというものの特に応益割は世帯の頭数でかかってくるから高いんですよ。

そういう状況の中で納めきれん人がたくさんいらっしゃる。佐世保市でも苦しんでいる人たちときちっと話しをしながら、一方でインターネット競売で差押えしてる。全国で先駆けてしているから放送したんだと思う。他の市町と比べても太子は高い。何も競争して高くすることはない。

服部委員：ちょっとよろしい？ 1-2 の表の均等割、平等割の根拠を教えてください。

佐々木係長：近似値の数字が円単位まであったのを丸めています。

龍田委員：保険税率が変わるとなれば、どうやって広報されるのか？

森川副課長：まずこの案を3月議会でご議決していただいた後、実際の賦課の7月までの間に「広報たいし」等で被保険者の方々に周知していきたいと考えます。

龍田委員：4月から7月？

森川副課長：そうです。実際に賦課されますのが7月になりますので、その間で周知したいと思います。

服部委員：広報していく際に、基金が底をつけば、また近い将来また上がるいうことを正直にお伝えするべきだと思うんですね。どうするかは考えて下さい。

会 長：パターンA、B、これ、まともと思うか？ 滞納がもっと増えることになるかもしれない。近隣でパターンAで何番目、2番目、パターンBで何番目、1番目、こんなん一般会計が頑張れば違うんですよ。

森澤委員：私は、特定健診というのは、本当にひどい法律だと思っているんですが、たつの市は受診率を上げるために、受診率が上がらなければ保険料が上がるぞと危機意識をもたせて、できるだけ特定健診の率を上げるようにしていますが、これは本当ですか？

森川副課長：平成20年度から24年度までの5年間で、国保の場合で特定健診の受診率65%を確保できていない市町については、後期高齢者支援金の10%を余分に賦課しますと言っておられました。ただ、現在はその1年目の分についてはしませんと国は言っています。なお、国保で特定健診の受診率65%をクリアする市町は全国でほとんどありません。全国で多分1,2市町はあったと思いますが、以前から50%,60%の実績があるところで、本町のように20%を割るような実績しかないのが5年後に65%になるわけがないと思っています。たつの市を含め、県下で65%を5年後に超える市町はないと思います。

森澤委員：最初から諦めているんやね。

森川副課長：私自身は諦めざるを得ないと思っております。平成 20 年度 21.7%，平成 22 年度見込で 25.1%と 4%を上げるためにどれだけの努力をしたか、たった 4%ですがかなりの努力があつてこそ、この数字だどご理解いただければと思います。

森澤委員：それはわかるんですが、そうなればまた保険税が上がるんですね？

森川副課長：上がる可能性はあります。

会 長：今の状況でそのまま実施したらパニックになってしまう。

神南課長：ですから、森澤先生がおっしゃったように、後期高齢者支援金として町が歳出しているのが 3 億 5,6 千万円あったと思うんですが、それに上乘せがくるといふことですね。

会 長：国は、ごっついことを言って、脅してもようせんのやから。

神南課長：国は、40 歳からの方に今のうちから健康に気をつけていただいたら、後期高齢りにいったときには医療費が下がっているだろうという目論見があるんだろうと思いますが。もう一点、ホームページにはっきり書いている市町があるんですが、「国民健康保険の保険料が上がりますから、受診してください。」とバチッと書いてあるところがあるんですね。太子町はそう書くことに躊躇していますけどね。

会 長：他にありますか？
無いようでしたら、今日はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成23年3月22日

議 長

桜井公晴 

署名委員

山不戸淑子 

署名委員

龍田孝夫 